

定例委員会の開催状況

第1 日 時 平成14年10月3日(木)
午前10時 ~ 午後0時10分

第2 出席者 谷垣委員長
磯邊、渡邊、荻野、安崎、川口各委員、
長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 人事案件について

警察庁から、「9月22日付け地方警務官(死亡)1名の人事異動について発令することとしたい。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

(2) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会あての電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 警察庁長官に対する開示請求の措置等について

10月1日までの間に警察庁長官に対してなされた開示請求の状況、当該請求に係る部分開示及び不開示決定の概要並びに不服申立ての状況について報告した。

(2) 国会の状況について

9月26日に行われた参議院決算委員会の状況について報告した。

(3) 監察の取扱い事案について

警察庁から、

「千葉県警察の巡査が、飲酒の上、自家用車を運転し物損事故を起こした事案に関し、同県警察は、9月27日、同巡査を懲戒免職処分とした。

沖縄県警察の巡査長が、飲酒の上、自家用車を運転し追突事故を起こした事案に関し、同県警察は、同人を現行犯逮捕するとともに、10月2日、懲戒免職処分とした。

大阪府警察の巡査部長が、7月16日、取調べを担当した被疑者の貯金通帳等を窃取して、現金50万円を払い戻した事案に関し、同府警察は、10月1日、同巡査部長を窃盗罪等で通常逮捕した。

神奈川県警察は、平成13年4月、同県公安委員会から監察の指示を受け、同年9月、改善策を取りまとめた『監察実施結果』を同委員会に報告した。同県警察は、10月2日、この『監察実施結果』に基づく1年間の改善策の推進状況を同委員会に報告した。」

旨の説明があった。

(4) 少年有害環境対策研究会の開催について

警察庁から、「いわゆる出会い系サイトを利用した児童買春事件等の被害防止対策等を検討するため、少年有害環境対策研究会を開催す

ることとした。」旨の報告があった。

委員から、「本研究会の開催は、少年犯罪が激増しているタイミングや、その内容からして結構なことだと思うが、研究会を行うに当たっては、パブリックコメントのような形で小中学校の先生など少年に常時接している方の意見を反映させるよう工夫してほしい。また、少年については、出会い系サイトに興味が行くのは時代の風潮かもしれないが、人工的なものに頭が行っているのをもっと自然に親しんだりスポーツを行ったり、オートバイに興味のある人を白バイ大会のコースのようなところに連れて行ったりするなど、興味を善導するような総合的な取り組みが必要なのではないかと考えるがどうか。」との発言があり、警察庁から、「できるだけ多くの人の意見を求めてそれを集約すべきとのご指摘は、まさにその通りだと思う。この研究会にも教育関係の方に委員になってもらい、出会い系サイトに関する事業者を招いて話を聞くほか、シンポジウムにもそういった方に参加していただくようにするなど、できるだけ幅広い方達のご意見を聞く形でこの問題を検討したいと考えている。総合的な少年対策については、『少年の居場所づくり』を各都道府県警察に対して指導しているところである。各警察署で行っている少年柔剣道に参加してもらったり、ソフトボール大会をやったり、環境美化運動に取り組む、あるいは暴走族の少年たちを呼んでソフトボールやサッカーを行うなどして効果をあげているところである。このような対策は少年の健全育成という観点から、学校関係者や地域の方と連携して進めているところである。」、「白バイ大会が行われる自動車安全運転センターの中央研修所には各種の自動車走行用のコースがあり、警察や消防などの緊急自動車の運転者、タクシーやトラックなどのプロの運転者、事業所の安全運転管理者など様々な運転者を対象とした研修課程を設けている。それ以外に一般青少年運転者向けの研修課程を設けているが、この研修は企業に属している人達が参加するのが一般的である。一般道路で人に迷惑をかけるのではなく、本来のコースで自由に走らせたら良いのではないかとのご指摘については、現在、国内にも自動車用のコースができてきており、そこでいろいろな大会が行われるよ

うになっているので、警察としても支援するよう取組みを行っているところである。」旨、説明した。

(5) 豊田商事国家賠償請求事件訴訟の上告棄却について (国側の勝訴確定)

警察庁から、「豊田商事事件の被害者が、国 (警察庁等 8 省庁) に対して損害賠償を求めた国家賠償請求訴訟について、9月26日、最高裁は上告棄却の判決を下し、国側の勝訴が確定した。」旨の報告があった。

(6) 東京ドームグループからの暴力団排除について (警視庁)

警察庁から、東京ドームグループからの暴力団排除に関し、警視庁が同グループに対して行った、暴力団等との関係遮断についての働きかけの状況、同グループ側の対応等について報告した。

委員から、「警視庁の強力な働きかけによって東京ドームグループ側も積極的に暴力団排除に取り組んでいるということは分かったが、そうした取り組みが、スクープとして報道されたことによって、国民に正確に伝わらなかったとの印象を持った。新聞の報道がなかった場合、警察としてはどの段階で公にしようとしていたのか。」旨の質問があり、警察庁から、「本件について、どのような経緯で報道がなされたのかについては承知していないが、警視庁が公表することはないと思われる。」、「このような事案について、警察はこのような企業を保護すべき、また暴力団の排除を支援すべき立場にあるので、企業側を被疑者として検挙した場合は別として、通常は警察から発表することはない。」旨、説明した。委員から、「全国の他の野球場などで、このような問題はないかということは調べているのか。」旨の質問があり、警察庁から、「同じような形での不健全な関係があれば、企業に対して指導することとしている。」旨、説明した。

(7) 欧州における I T S の動向等について

警察庁から、9月16日から3日間、リヨン市で開催された「e-SA

FETY国際会議」で討議された、欧州におけるITSの動向等について報告した。

(8) 平成14年秋の全国交通安全運動期間中の交通事故発生状況等について

警察庁から、秋の全国交通安全運動期間中の交通事故死者数等について報告した。

(9) 皇太子同妃両殿下の「第26回全国育樹祭」御臨場等(佐賀県)に伴う警衛警備について

警察庁から、「皇太子同妃両殿下は、10月5日から7日までの間、『第26回全国育樹祭』御臨場等のため、佐賀県へ行啓になる。関係警察では、所要の体制で警衛警備を実施することとしている。」旨の報告があった。

(10) 拉致問題に関する事実調査チームによる現地調査結果について

警察庁から、拉致問題に関する事実調査チームによる現地調査結果について報告した。

委員から、「拉致問題について3点申し上げたい。1点は、北朝鮮が拉致問題を認めて謝罪したことについて、日本の警察が8件11名ときちんと認定していたことが影響したのだという報道があるが、私も日本の警察のそうした努力が背景にあったと思う。2点は、今回明らかになった人以外に北朝鮮に拉致された可能性のある人について、警察は全国に指示をして改めてその面の調査をすると報道されているがどうか。また、行方不明者として全国的に調査依頼が出ているのはどのくらいいるのか。3点は、今度の調査団に警察庁から参加しなかったのはどのような事情があったのか。鑑識の専門家であれば事実調査チームに参加して役割を果たし得たのではないか。」旨、質問があり、警察庁から、「1点目は、警察が今までいろいろな声のある中で地を這い砂をかむような捜査を進めて、拉致された疑いのある8件11名の氏名を特定したことが北朝鮮に対する大きなプレッシャーになったことは

間違いないだろうと考えている。2点目は、他に拉致者がいないかということであるが、曾我ひとみさんの場合のように、他にもこのような方がいるのではないかとということで、全国の警察に再調査を指示し、現在精査をしている最中である。行方不明者は年間で10万人弱あり、このうちすぐに見つかるのが8万5千人位で、1万5千人位が出てこない。それが積み重なっていくわけである。家出をされてあるいは行方不明になったまま出てこられない方がかなりおられると思われる。3点目の警察庁の事実調査チームへの参加については、国際捜査共助は基本的には相手国の協力が大前提になっており、たとえ行ったとしても相手国に捜査をしてもらって、その結果を持ち帰るとするのが通例である。鑑識についても、資料を収集して持ち帰り、日本で鑑定などを行うものである。収集は、どういうものをどういう形で持ってくるかということの説明して、そのとおり持ち帰っていただいたわけで、それで十分足りると考えている。」旨、説明した。

3 その他

(1) 委員から、「昨日の新聞に、治安出動を想定した陸上自衛隊と警察の合同訓練が北海道で行われる旨の記事があったが、これは決まっているのか。」旨、質問があり、警察庁から、「防衛庁長官と国家公安委員会委員長の間で締結されていた『治安出動の際における治安の維持に関する協定』、これを受けた防衛事務次官と警察庁長官との間の細部協定が改訂され、部隊長と警察本部長との現地協定もでき上がったので、これらに基づき具体的な共同図上訓練を実施するべく検討を行っているところである。」旨、説明した。

(2) 委員から、9月27日に福島県に出張した結果について、「県の公安委員の方と、公安委員会による警察の管理や業務の合理化といった問題について活発な意見交換を行った。福島県は警察官1人当りの負担人員が多い県の一つとのことであり、公安委員の方から警察官の増員について強い要望があった。また、正規の公安委員会の他に『拡大公安委員会』という名称で、警察

本部の課長が出席して率直な議論を行っており、これは公安委員と警察の双方にとって役に立っているという紹介があった。」旨、報告があった。

(3) 委員から、9月20日に三重県に出張した結果について、「本部長から、県警察として大規模な地震に備えることは極めて重要であると考えており、そのため十分な予算措置が講じられるようご配慮いただきたい旨、要望があった。松坂署の署長はじめ幹部の方と懇談する機会があったが、少年非行の増加、粗暴犯や窃盗犯の認知件数、検挙件数の倍増等について説明があり、危機感を持って業務に取り組んでいるという印象を受けた。」旨、報告があった。

(4) 委員から、9月17日から18日にかけて高知県と愛媛県に出張した結果について、「両県とも、少年問題について関係機関との連携を積極的に進めているという印象を受けた。また、愛媛県では公安委員と女性警察官との接触を多くして、女性警察官の悩みを聞くといったことをきめ細かく行っているのが印象的だった。」旨、報告があった。